



議会報

ならは



6月定例会…現議員による最後の定例会となりました

■ 平成29年6月定例会 会期 6/7(水)～8(木)

- ▶ 平成29年6月定例会……………2～4ページ
- ▶ 臨時議会……………5ページ
- ▶ 町政を問う【一般質問】……………6ページ
- ▶ 委員会のうごき……………7～9ページ
- ▶ 全員協議会……………10ページ
- ▶ 議会の足跡……………11ページ

平成29年

第177号

9月5日
発行

平成29年6月

平成29年度檜葉町一般会計補正予算

平成29年第5回6月定例会は、6月7日から8日までの2日間の会期で行われました。

提案された報告事項4件、専決処分の承認4件、補正予算3件、土地の取得2件、工事請負契約2件、備品購入契約1件、監査委員の選任1件、発委1件の計18件について、慎重に審議された結果、原案どおり可決・承認・同意されました。

平成29年度補正予算

一般会計補正予算（第1号）

《補正額》 9億4,690万円の増額

《予算総額》 152億8,570万円

◆主な事業

買取型災害公営住宅整備事業
/5億9,991万1千円

商業交流ゾーン敷地造成工事
/3億0,421万2千円

【賛成全員：可決】



公設商業施設の完成イメージ図

下水道事業特別会計補正予算（第1号）

《補正額》 1,291万4千円の増額

《予算総額》 5億2,269万4千円

◆主な事業

処理場建設工事/1,101万6千円

【賛成全員：可決】

住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

《補正額》 1億6,687万6千円の増額

《予算総額》 10億0,134万6千円

◆主な事業

一般会計繰出金/1億3,431万5千円

【賛成全員：可決】

報告事項

平成28年度一般会計 繰越明許費繰越計算書

個人番号カード交付事業ほか全22事業を、29年度へ繰越したものの。

《繰越額》 合計 46億5,353万7千円

◆主な繰越事業

産業再生エリア整備事業/27億8,014万4千円

社会資本整備事業（復興）/6億0,793万5千円

商業施設整備事業/3億6,041万8千円

総合グラウンド改修事業/2億6,602万7千円

カントリーエレベーター施設整備事業

/2億4,402万8千円

平成28年度下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書

管路用地管理事業ほか全3事業を、29年度へ繰越したものの。

《繰越額》 合計 7,309万6千円

◆主な繰越事業

管渠移設事業/6,013万6千円

平成28年度住宅用地造成事業 特別会計繰越明許費繰越計算書

コンパクトタウン宅地造成事業を、29年度へ繰越したものの。

《繰越額》 合計 1,585万3千円

平成28年度一般会計 事故繰越し繰越計算書

震災に起因する作業員不足等の影響により、年度内完了が困難となったため、産業再生エリア敷地造成事業を、29年度へ繰越したものの。

《繰越額》 合計 1億1,808万3千円

檜葉町議会定例会

を含む、18案件が議決されました

専決処分の承認

税条例の改正

《専決》 平成29年3月31日
地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布されたため一部改正。
【賛成全員：承認】

国民健康保険税条例の改正

《専決》 平成29年3月31日
地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたため一部改正。
【賛成全員：承認】

税特別措置条例及び復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の改正

《専決》 平成29年3月31日
山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が公布されたため一部改正。
【賛成全員：承認】

平成28年度一般会計補正予算(第12号)

《専決》 平成29年3月31日
東日本大震災復興交付金事業の事業費が確定したため。
《補正額》 4,037万円の減額
《予算総額》 197億5,093万円
【賛成全員：承認】

土地の取得

産業再生エリア・檜葉北産業団地整備事業用地

◆所在 下繁岡字北谷地5番 ほか32筆
◆面積 77,726㎡(地目：田、山林)
◆取得価格 土地：1億3,887万3,050円
物件：1,641万5,675円
◆地権者数 18名 【賛成全員：可決】

災害公営住宅整備事業用地(寺脇団地)

◆所在 北田字寺脇87番 ほか3筆
◆面積 6,478.50㎡(地目：田)
◆取得価格 土地：2,656万1,850円
◆地権者数 2名 【賛成全員：可決】

工事請負契約



交流館の完成イメージ図

契約の締結【ならば交流館建築工事】

◆契約相手 合資会社諸橋建設工業
◆請負額 3億8,286万0,000円
【賛成全員：可決】

契約の締結【檜葉北産業団地敷地造成工事】

◆契約相手 鴻池・草野特定建設工事共同企業体
◆請負額 8億7,480万0,000円
【賛成全員：可決】

備品購入契約

契約の締結【水槽付消防ポンプ自動車購入事業】

◆契約相手 東部産業株式会社 自動車部
◆請負額 3,402万0,000円
【賛成全員：可決】

同意

檜葉町監査委員の選任

◆安藤 英明(下小嶋) ※新任
檜葉町代表監査委員箱崎豊氏の任期満了に伴い、新たに安藤英明氏を選任。
【賛成10/反対1：同意】

みなさんからの請願・陳情

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める陳情書

◆陳情者 福島県教職員組合
中央執行委員長 角田 政志

◆要旨

平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり3年目を迎えました。被災した子供たちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

この事業を通して、幼稚園児の就園支援、小中学校に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は非常に重要です。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、今後、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。平成30年度以降も本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子供たちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

◆付託委員会 経済福祉常任委員会

◆結果 採択

◆審査意見

震災及び原子力災害により、今なお保護者も含め多くの児童生徒が避難しており、厳しい生活環境のなかで就学し、経済的な支援を必要としている方々が多くいる現状を鑑み、本陳情事件について採択とした。

委員会発議

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について

◆発議 経済福祉常任委員会

◆要旨

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成30年度以降も全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。
【賛成全員：可決】

◆措置

檜葉町議会として、平成29年6月12日付で、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣に対し意見書を提出しました。

請願・陳情書を提出される方へ

請願・陳情書の記載内容や添付書類などに不備がある場合、受け付けが出来ない場合がございますので、ご注意ください。

《留意事項》

- ・一つの案件ごとに作成してください。
- ・提出年月日、住所、氏名、電話番号を記載し押印をお願いします。
- ・請願者が多数の場合は、ほか〇〇名と付記し、別紙として、全員分の住所、氏名、押印がされている連名書または同意書等を添付してください。
- ・請願には必ず、議員1名以上の署名押印が必要（陳情の場合必要なし）です。
- ・内容には、何をどの様に処理してほしいか等具体的に明記してください。
- ・意見書や要望書等の提出を求める場合は、その案文を必ず添付してください。
- ・提出は、次期定例会のおよそ10日前までに提出をお願いします。
- ・その他、関係する書類等があれば添付してください。

<p>(表紙) 【請願書の様式例】</p> <p>※特に様式に決まりはありませんが、例文に記載された事項について明記の上、提出してください。</p> <p>〇〇〇〇〇〇に関する請願(陳情)書</p> <p>紹介議員 氏 名 印 (陳情の場合は、紹介議員は不要)</p>	<p>(本文)</p> <p>1 件名 〇〇〇に関する請願(陳情)書 (内容を端的に表す件名を書く)</p> <p>2 請願(陳情)の趣旨 (請願(陳情)の目的を簡潔に書く)</p> <p>3 内容 (請願(陳情)の内容やどのような対応をしてほしいかを具体的に書く。なお、意見書等の提出の場合は意見書案文を添付し、提出先等を明記。)</p> <p>上記のとおり請願(陳情)いたします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>檜葉町議会議長 青木 基 様</p> <p>請願者 住所(県から記入) 氏名 印 電話番号</p>
--	---

臨時議会

平成29年6月臨時議会

会期 平成29年6月22日

建物の取得の変更

建物の取得の変更

【買取型災害公営住宅整備事業(中満地区)】

- ◆変更前 26億6,472万8,442円
- ◆変更後 27億2,530万4,142円
(6,057万5,700円増額)
- ◆請負業者 積水ハウス株式会社 いわき支店
- ◀変更理由▶ 補強杭工事の追加と県外作業員の宿泊費分の増加による増額変更。
【賛成全員：可決】

平成29年7月臨時議会

会期 平成29年7月21日

専決処分の承認

町営住宅管理条例の改正

- ◀専決▶ 平成29年7月1日
平成29年6月27日に引渡しを受けた中満南住宅団地を町営住宅として供用するため一部改正。
【賛成全員：承認】

平成29年度補正予算

一般会計補正予算(第2号)

- ◀補正額▶ 5億2,502万2,000円の増額
- ◀予算総額▶ 158億1,072万2,000円
- ◆主な事業
商業施設整備事業/4億9,852万2千円
町税還付金・加算金/2,650万円
【賛成全員：可決】

工事請負契約

契約の締結【町道権現下・浜街道線道路改築工事】

- ◆契約相手 株式会社五大
- ◆請負額 5,238万0,000円
【賛成全員：可決】

契約の締結【木戸駅前広場整備工事】

- ◆契約相手 株式会社彩輝
- ◆請負額 7,344万0,000円
【賛成全員：可決】

平成29年8月臨時議会

会期 平成29年8月10日

平成29年度補正予算

一般会計補正予算(第3号)

- ◀補正額▶ 897万6,000円の増額
- ◀予算総額▶ 158億1,969万8,000円
- ◆補正事業
野球場用備品購入費/897万6,000円
【賛成全員：可決】

工事請負契約

契約の締結

【商業交流ゾーン敷地造成工事(第2期)】

- ◆契約相手 前田・五大特定建設工事共同企業体
- ◆請負額 3億0,240万0,000円
【賛成全員：可決】

契約の締結【笑ふるタウンならば商業施設新築工事(第1工区)】

- ◆契約相手 堀江工業株式会社
- ◆請負額 7億6,572万0,000円
【賛成全員：可決】

契約の締結

【寺脇団地災害公営住宅敷地造成工事】

- ◆契約相手 株式会社橋本組
- ◆請負額 1億0,044万0,000円
【賛成全員：可決】



中満南住宅団地が全戸完成し、記念碑の除幕式が行われました(6月27日)



◆町の重点復興施策として位置付けている「教育」と「農業」の平成29年度の取り組みについて

問 教育の具体的な取り組みは。

答 (教育長) 学校教育分野では、外国語教育の充実、ICT教育の充実、放課後学習の充実などに取り組んでいる。生涯学習分野では、榎葉まなび館を活用したサークル活動などの展開を通じて、「町民みんなが“先生”になる」という基本姿勢のもと、町民が助けられる存在から助ける存在になることを後押ししていく。

問 町長が、町の教育環境を日本一に整備をするというが、具体的な取り組みは。

答 (教育総務課長) 1つ目は未来をつくる学校教育の推進、2つ目は未来を築く子育て支援の推進、3つ目は未来を元気にするスポーツライフの推進で、町教育大綱の中で町と連携した形で活動を行っている。

問 農業の具体的な取り組みは。

答 (町長) 昨年度末に創設した町独自の「いきいきアグリ復興基金」を4月より本格運用している。町復興計画に掲げる農業施策の確実な推進を図るため、水稻栽培者への種子助成、ゆず実証栽培

事業、企業と連携した甘藷実証栽培事業、家畜導入支援事業等に財源を充当し、農業者等の意見を取り入れながら、事業の充実を図っていく。

問 今後、農地を各農家で維持できるのか。

答 (町長) 一概には言えないが、帰還する方は高齢者が多い。労力不足が生じているので、機械化の方向性を示していきたい。

まだ構想段階ではあるが、今後、1町歩や2町歩へ田んぼを広げて機械化を図り、ある程度労力を使わなくても農業ができるようにしなければいけないと考えている。

町への提言 企業が参入して、農地を維持できない人は預けられる「農地バンク」のような農地の使い方が必要ではないか。いざという時に食べるものがあるというのは強みである。町の農地を大事にしてもらいたい。

◆町の防災対策に女性の視点は生かされているか

答 (町長) 町地域防災計画においては、女性の視点から、食糧・生活物資供給体制の強化や避難所等のトイレ・着替え・子育てなど、女性や高齢者に優しい環境とするよう一定の生活環境等を整備することとしている。今後、防災組織等、地域コミュニティへの女性の参画を積極的に推進していきたい。

問 障害者、高齢者、透析している人、乳幼児、妊婦さんなどもある。日頃から、ぱっとそこに携われる態勢づくりが重要である。災害時に、一声かければ集まれるような組織体制を希望する。

答 (町長) 今、防災体制の見直しを進めており、女性ならではの

視点を生かしていきたい。

◆特定廃棄物等の埋立処分事業について

問 平成28年6月に、国・県・富岡町・榎葉町が「安全確保に関する協定書」を締結しているが、その内容と経過について。

答 (町長) 本協定は、平成28年6月27日に榎葉町長、富岡町長、福島県知事、環境大臣名で締結をした。

内容は、第1条から第18条にわたり、埋立処分を行う管理型処分場の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に必要な措置等を定めた協定となっている。

問 新聞報道によると、2つの行政区と協定書を締結しない限り搬入しないのではなく、締結しなくても搬入するという国の説明であったと理解しているが、それで間違いはないか。

答 (町長) 概ねその通りである。行政区だけではなく町も応分の負担がかかってくる。丁寧な説明をし、理解していただきながらこの事業を進めることが肝要であると考えます。

問 1つの行政区が今でも反対している。反対している町民に対して、町として取り組む姿勢がないためにこの状況に陥っているのではないか。

答 (総務課参事) いろいろ工夫をしながら、住民の理解が得られるよう町として努力していく。

町への提言 住民がいるから行政がある。町民の代表である我々議員もいる。町民の意向を酌み取る姿勢を見せることが、事業実施に当たって一番大事なことである。

総務環境常任委員会

◆中間貯蔵施設の建設に係る実態調査【調査日：平成29年5月10日】



双葉町の受入・分別施設の内部を視察

環境省では、町内で発生した除染廃棄物について、大熊・双葉町で整備が進められている中間貯蔵施設への搬入を昨年からはじめ、今年度以降も施設整備の進捗状況に応じて、順次搬入する予定である。

当委員会では、施設建設の実態について、環境省の担当者より説明を受け、双葉町にて施設整備の進捗状況等について調査をしました。

1 中間貯蔵施設とは

○中間貯蔵施設に貯蔵するもの

(1) 除染に伴う土壌や廃棄物（落葉・枝等）
※可燃物は、原則焼却し焼却灰を貯蔵する。

(2) 10万Bq/kg超の焼却灰等

○推計発生量

減容化（焼却）後で、約1,600万～約2,200万 m^3 と推計。（参考：東京ドーム（約124万 m^3 ）の約13～18倍に相当）

2 これまでの状況と平成29年度の方針

○平成27年度

・パイロット輸送を実施（輸送量：約4万5千 m^3 ）

○平成28年度

・学校等からの搬出実施（輸送量：約18万4千 m^3 ）

○平成29年度

- ・50万 m^3 程度を輸送する方針
- ・受入、分別施設、土壌貯蔵施設の整備を進め、秋頃をめどに貯蔵開始
- ・来年度分の施設整備に着工

3 施設用地の状況について（H29年3月末）

○全体面積：約1,600ha

（内訳 民有地：約1,270ha（約79%）、
公有地等：約330ha（約21%））

○民有地のうち契約済みの面積：約376ha
（全体面積に対する割合：約23.5%）

4 当面5年間の見通し

○H32年度までに、500万から1,250万 m^3 程度の除染土壌等を搬入できる見通し。

○目標

- ・身近な場所にある除染土壌等の搬入。
- ・幹線道路沿いにある除染土壌等の搬入。

5 双葉町内の施設整備状況

平成28年11月から施設の工事に着手。

○受入・分別施設

・仮置場から運搬される除染土壌を、草木・根等と土壌とに分別する施設。処理能力は140 t/h。現在、初期運転の準備を実施中。

○土壌貯蔵施設

・分別された土壌を貯蔵する施設。貯蔵容量は1施設につき6万 m^3 。現在、造成工事等を実施中であり、秋には貯蔵を開始する予定。

6 まとめ

現在着工している各施設は順調に整備されている状況であったが、環境省に対し、すでに計画されている施設の着実な建設と用地取得のさらなる加速化を強く要望しました。

また、中間貯蔵施設での保管期間が搬入後30年以内とされていることから、本施設の整備と並行して、県外での最終処分に向けた取り組みの確実な推進を求めました。

◆①ため池除染の調査【調査日：平成29年4月20日】



しゅんせつせん
浚渫船による汚泥除去の状況を調査

農業再生への取り組みとして、福島県ではH28年度から、放射性物質低減対策が必要な農業用ため池の除染をモデル事業として実施しています。

当委員会では、このため池除染の事業内容と進捗状況等について、担当している産業振興課、事業主体である県農地管理課及び相双農林事務所、受注者である横山・東洋建設工事企業体の担当者より説明を受け、現地にて状況を調査しました。

1 事業概要

○内容 営農再開・農業復興へ向け、放射性物質により利用・管理に支障があるため池について対策に取り組む。具体的には8,000Bq/kg超（乾燥重量当り）のため池底の土壌等を除去する。

○事業主体 福島県（農林水産部農地管理課、相双農林事務所農村整備部農地計画課）

○対象 上繁岡大堤（上繁岡字上奥海地内）
満水面積：2.25ha 貯水量：48,000m³
水深：1.4～0.4m（平均約1.0m）

放射性物質濃度（※対策前）：

最大67,031Bq/kg（乾燥重量当り）

○受注者 横山・東洋建設工事企業体

○工事価格 3億5,980万2千円

○工期 H28年10月21日～H29年6月30日

2 工事概要

○実施工法

- ・ポンプ浚渫（薄層吸引工法（真空吸引圧送））

浚渫船により底質を除去する工法。ため池に水が入ったまま汚染泥を除去するため、周辺環境や作業員への放射線による影響が少ない。また、位置制御システムにより薄層浚渫の精度が向上し、排出土量を抑制する。

- ・除去厚：20cm

3 進捗状況（H29年4月20日現在）

- ・除去（浚渫）面積：17,982m²
〈計画〉20,699m² 〈進捗率〉86.9%
- ・大型土のう排出量：2,158袋
〈計画〉2,484袋 〈進捗率〉86.9%
- ・行政区内除染仮置場への搬出量 1,700袋

4 今後の方針

今年度に、県のモニタリング結果で基準値を超えた7カ所（山田岡、下小埞、上繁岡、下繁岡など）の農業用ため池について、町が事業主体となり放射性物質低減対策を実施予定である。

5 まとめ

農業用ため池の除染は、農家の方たちが安心して農業を再開できる環境を取り戻し、本町の基幹産業である農業、特に水稻栽培の再生を図る意味で重要な施策です。今回調査した県発注のモデル事業については、着実な工事の進捗状況と適正な施工状況及び管理体制を確認することができました。

しかし、今年度、町で実施予定の対策対象のため池が残っており、営農再開を目指す農家の方たちの意欲を削ぐことのないよう、適正な工法選定と早期の施工、着実な実施を要望しました。

◆②学校再開の現状【調査日：平成29年5月16日】



小学校の授業の様子

4月から6年ぶりに町内で再開した檜葉南・北小学校と中学校の現状について、実際に授業を見学し校舎等施設の状況を調査しました。

1 小学校

○児童数（H29年5月現在）

	南小			北小			合計
	男	女	計	男	女	計	
1年	6	1	7	2	0	2	9
2年	0	0	0	2	5	7	7
3年	4	3	7	3	2	5	12
4年	1	2	3	5	5	10	13
5年	0	2	2	5	4	9	11
6年	2	2	4	4	2	6	10
合計	13	10	23	21	18	39	62

・通学状況

54名が町内から、8名がいわき市から通学。

2 中学校

○生徒数（H29年5月現在）

	男	女	合計
1年	2	4	6
2年	7	10	19
3年	10	10	20
合計	19	24	43

・通学状況

31名が町内から、12名がいわき市から通学。

3 ICTを活用した教育

○ICT教育とは

- ・ICT (Information and Communication Technologyの略)とは「情報通信技術」のことで、学校教育の場でこの情報通信技術を活用することを「ICT教育」と呼びます。

○ICTを活用した授業の実践

- ・今年度より電子黒板やタブレット端末などを活用した授業を実践しています。児童・生徒同士での学習内容の共有が容易になり、学習意欲、思考力、判断力などの向上が期待されます。

4 まとめ

子どもたちが生き生きと学校生活を送っている様子がうかがえ、震災前と比較して未だ少人数ではありますが、そのメリットを最大限に活用した教育環境づくりが順調に整備されていました。

また、ICT教育などの新たな取り組みは、町の重点施策のひとつである「魅力ある教育環境」の実現に繋がるものと期待されます。

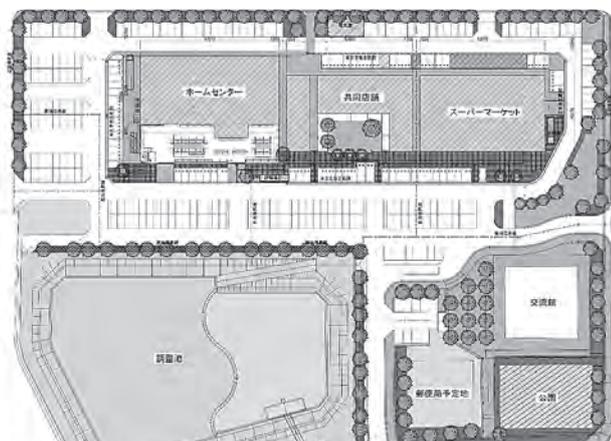
来年度以降、より多くの児童・生徒を迎えるために、檜葉の魅力ある教育環境を、より一層町内外にアピールすべきであり、地域と学校がより密接に連携できるような施策の推進と、きめ細かな情報発信を要望しました。



ICTを活用した授業

公設商業施設の整備について【説明：新産業創造室】

〈開会日：平成29年6月9日〉



商業施設の全体配置図

現在、商業施設の整備に向けて、笑ふるタウンならば（北田字中満地区）内で敷地造成工事を施工しており、今後、建築工事についても発注していく予定である。

このような中、商業施設に出店する事業者について、町内事業者の出店意向を踏まえながら、住民意向調査においてニーズの高い、スーパー、ホームセンター、理容店、飲食店などの業種を中心に、出店調整を進めてきました。その結果、九つの事業者との調整が整い、このほど、出店に係る予約契約の締結に至ったため、新産業創造室より説明を受けました。

【説明の概要】

1 全体スケジュール

- ハード面：平成30年春の開業を目指し、7月初旬に実施設計・積算完了、8月より建築工事発注予定。
- ソフト面：施設の管理運営方法やテナントとの契約、テナント会（出店事業者による組織）の活動等について検討。

2 出店事業者

- 食品スーパー：（株）ネモト
- 共同店舗（ベーカリー）：アルジャーノン
 - // （理容店）：東京ミニ
 - // （飲食店）
 - ：地域産物流通プランニング
 - // （飲食店）：（株）INP
 - // （飲食店）：（株）押田
 - // （クリーニング店）
 - ：光洋舎クリーニング
 - // （カフェ）：（株）ワンオール
- ホームセンター：（株）コメリ

3 全体配置とまちなみデザイン

- 食品スーパー、共同店舗、ホームセンターの3棟構成で配置。
- 建物前をプロムナードとして演出。
- 共同店舗中央に中庭を設置。

4 まちなみに配慮した建物形態のデザイン

- 周囲の災害公営住宅の建物スケールに配慮した、屋根の分節化。
- 周辺施設と調和した軒のあるデザインと軒下空間の演出。
- 屋根勾配、素材の共通化。
- 施設の屋根に太陽光パネルを設置。



完成イメージ図

議会の足跡【5月～8月】

日付	5 月
2	福島県町村議会議長会正副会長会議及び理事・監事合同会議（福島市）
9	全国原子力発電所所在市町村協議会総会（東京都）
10	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会（双葉町：中間貯蔵施設）
11	東電福島第一原発事故被災市町村議会連絡協議会代議員総会（川俣町）
14	常磐自動車道ならばスマートインターチェンジ起工式
19	双葉地方広域市町村圏組合議会総務常任委員会（富岡町）
21	吉野正芳復興大臣来庁
22	浪江消防署新築工事起工式（浪江町） 富岡消防署新築工事起工式（富岡町）
26	双葉地方広域市町村圏組合議会定例会（富岡町） 第1回双葉地方土地開発公社理事会（富岡町）
29	高木経済産業副大臣との意見交換会
31	全国町村議会議長・副議長研修会（東京都）
日付	6 月
1	（仮称）榎葉ホテル建設地鎮祭
2	福島県町村議会議長会定期総会（福島市）
5	榎葉町議会合同委員会
7-8	第5回6月榎葉町議会定例会
9	榎葉町議会全員協議会
11	高木副大臣と郡町村議長会との意見交換会（郡山市）
15	第37回あやめ祭り開幕式（会津美里町）
21	榎葉町議会運営委員会
22	第6回6月榎葉町議会臨時会
23	双葉地方町村会・双葉地方町村議会議長会合同要望活動（東京都）

日付	6 月
	中満南住宅団地における記念碑除幕式
27	第29回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会榎葉町組織委員会／第11回市町村対抗福島県軟式野球大会実行委員会／第4回市町村対抗福島県ソフトボール大会実行委員会
28	福島県原子力発電所所在町協議会総会
29	双葉地方町村会・双葉地方町村議会議長会合同要望活動（仙台市）
日付	7 月
2	第2回福島第一廃炉国際フォーラム（広野町）
6	アンフィニ福島新工場竣工式典
9	双葉郡スポーツ交流大会開会式（浪江町）
10	全国原子力発電所立地市町村議会議長会総会（東京都）
14	榎葉町波倉・前原・山田浜地区消防屯所合同竣工式
20	議会運営委員会
21	第7回7月榎葉町議会臨時会
27	榎葉町議会議員一般選挙告示日
日付	8 月
7	榎葉町議会議員選挙当選証書付与式
8	福島県町村議会議長会要請活動（東京都）
9	議会運営委員会
10	第8回8月榎葉町議会臨時会
11	広野町サマーフェスティバル2017（広野町）



榎葉北小学校2年生が議場を見学しました（6月9日）

福島県町村議会議長会より 自治功労者表彰

平成29年6月2日開催の福島県町村議会議長会定期総会において、猪狩守議員、古市福男議員のご両名が、議会議員として11年以上在職し、地方自治進展に功労があったとして、福島県町村議会議長会長より、自治功労者表彰が表彰されました。

《受賞者》

- ◎猪狩 守さん（在職歴12年）
- ◎古市 福男さん（在職歴12年）

**栄えある受賞
おめでとうございます。**



平成29年9月定例会は、9月13日(水)から開会予定です。



【開会日は変更となる場合があります。予めご了承ください。】

- 場 所 榎葉町役場庁舎 3階 議場
(双葉郡榎葉町大字北田字鐘突堂5番地の6)

※ 議会を傍聴される際には、決まりを守り静粛に傍聴されるようお願いいたします。
なお、席には限りがありますので、予めご了承ください。

◆ 傍聴の際守っていただくこと ◆

- ①携帯電話等は電源を切るか、音を発しないように設定してください。
また、通話や撮影、録音は行わないでください。
- ②傍聴席では静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - ・ 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - ・ 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
 - ・ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - ・ みだりに席を離れないこと。
 - ・ 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - ・ その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。